

別表第十八号(第 76 条第 3 項第 2 号関係)

許可を要しない電気通信設備の軽微な変更

許可を要しない基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の軽微な変更は、次に掲げる電気通信設備に係る変更とする。

電気通信設備	適用の条件
電気通信設備の現用機器の機能を代替することができる予備の機器に対し電力供給するための電源設備	当該電気通信設備の性能を低下させない変更であること。